

資料4	令和8年1月19日 第2期児童福祉審議会 第2回本委員会
-----	------------------------------------

児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について

1 部会の所掌事項

- (1) 児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行う。
- (2) 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討すること。

2 区内の児童虐待による死亡事例等の発生状況

年度	重大な児童虐待の事例 (死亡・重度障害・遺棄等)	区内の児童福祉施設等における 重大事故(死亡及び重大事案)
令和4年度	0件	0件
令和5年度	0件	0件
令和6年度	1件	0件
令和7年度	1件	0件

※令和4年度は令和5年2月1日（児童相談所開設日）から令和5年3月31日の実績

※令和7年度は12月末現在の実績

3 児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況

年度	開催状況(回数・内容など)
令和4年度	・児童虐待死亡事例等検証部会の設置について
令和5年度	・検証対象とする事例・検証実施基準および部会の開催について
令和6年度	・高校生の自殺未遂に関する相談対応事例の報告
令和7年度	・出産直後の乳児死亡事案に対する再発防止策の提言について